

令和元年10月24日開催

調停委員協議会机上配布資料目録

- 1 協議会日程
- 2 協議員等名簿
- 3 協議問題
- 4 民事局長説明要旨
- 5 家庭局長説明要旨
- 6 平成30年度調停事件統計資料
- 7 民事調停委員の技能向上に係る取組

## 調停委員協議会日程

於 最高裁判所中会議室

時刻	項目
13:30	開会告知 事務総長挨拶
13:35	調停事件概況説明
∫	1 民事局長説明 2 家庭局長説明
13:45	協議（民事調停関係）
∫	充実した調停運営を実現するための調停委員の技能向上のための課題と方策
14:50	休憩
∫	
15:05	協議（家事調停関係）
∫	事情聴取の在り方及びその実施に当たって調停委員が果たすべき役割 ～面会交流調停事件を題材として～
16:10	閉会告知

## 令和元年度調停委員協議会協議員等名簿

## 1 協議員

東京地方裁判所	民事調停委員	松江康司
東京家庭裁判所	家事調停委員	宗石公喜
横浜家庭裁判所	家事調停委員	飯塚剛
さいたま地方裁判所	民事調停委員	荒木直人
千葉家庭裁判所	家事調停委員	曾根田満
水戸地方裁判所	民事調停委員	比佐敬
宇都宮地方裁判所	民事調停委員	田島二三夫
前橋家庭裁判所	家事調停委員	小磯正康
静岡家庭裁判所	家事調停委員	洞江秀
甲府家庭裁判所	家事調停委員	水上浩一
長野地方裁判所	民事調停委員	久保田修二
新潟地方裁判所	民事調停委員	金子修
大阪地方裁判所	民事調停委員	小佐田潔
大阪家庭裁判所	家事調停委員	松隈廣房
京都家庭裁判所	家事調停委員	佐藤邦友
神戸家庭裁判所	家事調停委員	越智善則
奈良家庭裁判所	家事調停委員	松吉利樹
大津地方裁判所	民事調停委員	北村庄太郎
和歌山家庭裁判所	家事調停委員	富山信彦
名古屋地方裁判所	民事調停委員	安井信久
名古屋家庭裁判所	家事調停委員	今村憲治
津地方裁判所	民事調停委員	布生太造
岐阜家庭裁判所	家事調停委員	山田貞夫

福井地方裁判所	民事調停委員	小林和美
金沢地方裁判所	民事調停委員	智口成市
富山地方裁判所	民事調停委員	青島明生
広島地方裁判所	民事調停委員	小西秀宣
広島家庭裁判所	家事調停委員	吉田修
山口家庭裁判所	家事調停委員	中山修身
岡山家庭裁判所	家事調停委員	梶原行正
鳥取地方裁判所	民事調停委員	河本充弘
松江家庭裁判所	家事調停委員	竹下照
福岡地方裁判所	民事調停委員	木村元昭
福岡家庭裁判所	家事調停委員	林田宗一
佐賀地方裁判所	民事調停委員	牟田清敬
長崎家庭裁判所	家事調停委員	野々村直子
大分家庭裁判所	家事調停委員	藤村英子
熊本家庭裁判所	家事調停委員	田島朝夫
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	堂免修
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	喜田久美子
那覇地方裁判所	民事調停委員	島袋秀勝
仙台地方裁判所	民事調停委員	近江八千代
仙台家庭裁判所	家事調停委員	佐々木雅康
福島家庭裁判所	家事調停委員	菅野昭弘
山形地方裁判所	民事調停委員	倉岡憲雄
盛岡家庭裁判所	家事調停委員	内澤英明
秋田家庭裁判所	家事調停委員	面山恭子
青森地方裁判所	民事調停委員	沼田徹
札幌地方裁判所	民事調停委員	池田茂徳

札幌家庭裁判所	家事調停委員	内田信也
函館地方裁判所	民事調停委員	岡田恒男
旭川地方裁判所	民事調停委員	井内敏樹
釧路地方裁判所	民事調停委員	河村龍三
高松地方裁判所	民事調停委員	宮崎浩二
高松家庭裁判所	家事調停委員	原壯坪
徳島家庭裁判所	家事調停委員	豊永寛二
高知地方裁判所	民事調停委員	小泉武嗣
松山家庭裁判所	家事調停委員	小池淑子

## 2 最高裁判所係官

最高裁判所事務総長	中村 慎
最高裁判所事務総局民事局長	門田友昌
最高裁判所事務総局家庭局長	手嶋 あさみ
最高裁判所事務総局民事局第二課長	渡邊 達之輔
最高裁判所事務総局家庭局第二課長	宇田川 公輔

## 3 参列員

日本調停協会連合会理事長	土屋文男
日本調停協会連合会副理事長	川井和子
日本調停協会連合会副理事長	渡邊洋子

## 令和元年度調停委員協議会協議問題

## 1 民事調停関係

## (協議問題)

充実した調停運営を実現するためには、一人一人の調停委員が、自己研さんのもとより、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）や各種研修等を通じて、自らの技能の向上を図ることが重要である。そこで、各庁における調停委員のOJT、各種研修等の実情や工夫例を伺い、それを踏まえて、より効果的なOJTの在り方や現行の各種研修等の問題点、改善策について協議したい。

## (出題理由)

- (1) 民事調停事件は、年々、複雑化、多様化しており、調停運営も利用者の広範なニーズに的確に対応することが求められている。このような期待に応え、調停運営の充実を図るには、調停主任や調停委員が、互いに協力して、紛争解決機能の強化や評議の充実等の取組を継続することが必要であるが、それとともに、それぞれの調停委員が自らの技能を向上させることも大切である。その方策の中心となるのが担当事件によるOJTであり、これを補完するのが各種研修である。

しかしながら、民事調停事件の新受事件数が減少傾向にあるため、調停委員の経験や技能向上につながるOJTの機会自体も減少しているのが実情である。とりわけ、小規模な簡裁ではその傾向が顕著である。一方では、職場における退職年齢の高齢化により、在任期間が短い一般調停委員が増えており、早期に技能向上を図る必要性も生じている。これらの事情を考慮すると、調停委員のOJTや各種研修における問題点を明らかにし、その改善策を検討することが必要であると思われる。

- (2) OJTについてみると、大阪簡裁では、新任調停委員は、①新件の指定を受ける際、相調停委員として経験豊富な委員が指定され、②事前・事後評議の際、

調停主任から基本的な事項の指導を受け、③続行期日の事後評議後、必要に応じて個別に指導を受けるなどしている。しかし、事件数の減少に伴い、調停委員の間では、OJTによるスキルアップの機会が少ないとの声が聞かれる。そこで、各庁のOJTの実情や工夫例等を伺い、より効果的なOJTの在り方について協議したい。

- (3) 大阪地裁では、研修として、最高裁の委嘱研修のほかに、新任調停委員に対し、辞令交付式終了直後に自庁研修が実施されている。そこでは、調停のビデオ視聴、調停運営の講義、地裁・簡裁の裁判官が参加する座談会が行われ、早い時期に調停手続に慣れるよう工夫がされている。ほかにも、調停協会等により、自主研修が主に講義形式で年9回実施されている。しかし、事件の複雑化、多様化やOJTの機会減少という状況を考慮すると、これらの研修については、その相互関係など研修全体も視野に入れた上で、見直すべき点もあると思われる。そこで、検討の前提として、各庁における研修計画や研修体系等の実情を伺いたい。
- (4) 上記の各研修は、いずれも調停委員の技能向上に役立っているが、そのうち知識付与型（講義型）の研修は、調停運営が動的、双方向的な性質を持つことから、実践的な技能の向上には直結しないという難点がある。一方、模擬調停は、より効果的であるが、準備・実施等の負担が大きい。また、自主研修に固有の問題としては、参加者が恒常化している点と、弁護士、公認会計士等の専門家調停委員の参加が少ない点がある。そこで、各庁の各種研修の実情や工夫例等を伺った上で、現行の各種研修制度の課題や改善策について協議したい。
- (5) なお、調停委員のOJTや各種研修に関して、各庁では、調停委員としてどのような希望があり、それにどのように対応しているか等についても実情や御意見を伺いたい。

## 2 家事調停関係

(協議問題)

家事調停においては、家事事件手続法の趣旨を踏まえ、納得性、信頼性を得ながら、実効性のある合意形成に向けた調停運営を行う必要がある、そのためには、適時適切な評議等を通じ、進行方針や当事者に対する働き掛けの方向性について、調停委員会として共通認識を持つことが肝要である。もっとも、その前提としては、当事者から紛争の実情について丁寧に事情を聴取することが重要である。

特に面会交流事件については、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、更に主体となるべき子本人が調停の場に登場しない中、その意向や心情をどのように汲み取るか、各人を取り巻く状況がどうかなど、事情聴取の困難性が高く、その在り方を検討することが求められる。

また、面会交流事件については、多くの場合家裁調査官が関与し、調停委員会と連携する必要があるため、裁判官、家裁調査官、調停委員のそれぞれが事情聴取の在り方や役割分担について共通認識を持つ必要があり、各調停期日においてどのようなことを聴取するか、どのような役割を果たすかなどの課題を共有することも重要である。

そのような状況のもと、面会交流事件を題材として、以下のような観点から事情聴取における留意点や調停委員が果たすべき役割について協議を行いたい。

- (1) 面会交流事件において、当事者や子の心情や状況を把握する際に意識すべき点や留意すべき点は何か。また、意識すべき点や留意すべき点は、調停の段階に応じてどのように変化するか。
- (2) 面会交流事件の事情聴取に当たり、調停委員は、裁判官及び家裁調査官とどのように役割分担を行い、どのように連携することが望ましいか。

(出題理由)

面会交流事件は、主体となるべき子の意思や福祉が最優先されるべき事案であるにもかかわらず、実態として監護親・非監護親間の紛争の中で子を取り残され、親の主張の理由付けとして取り上げられるなどの様々な実情があり、解決が困難

な事件の一つになっている。

このような状況のもと、面会交流事件において、調停委員による的確適切な事情聴取は大切であり、その内容を評議により裁判官や家裁調査官と共有し、連携を行うことは、事件解決に必要不可欠であると考えられる。

特に、調停初期の段階で当事者の心情に寄り添いつつ、面会交流を禁止・制限する事由があるのか、阻害する要因は何か、阻害要因を除去・軽減する方法はないかなどの事情聴取を丁寧に行い、実情を可能な限り把握すること、続行期日においては心情や主張の変化に配慮して、さらに事情聴取を行い、子の福祉に合う面会交流の実施に向けて、進行方針や、当事者が意識し、解決に向けて努力するような働き掛けの検討につなげることなどが重要である。大阪家裁本庁では、調停委員が、以下の①から③までのとおり、手続の段階ごとの聴取のポイント等に留意しているが、各庁における実情をお伺いしたい。

①初回期日においては、当事者の心情を受け止めながら、監護親・非監護親と子の関係（現在及び同居時）、子の現在の状況（健康状態や通園・通学の状況、非監護親についての発言の有無等）、DVや心理的要因など面会交流禁止・制限事由に類する事実の確認、面会交流実施にあたっての当事者間の接触の難易度などの聴取に努めるとともに、「親ガイダンス」の受講の勧めを行い、②続行期日においては、「親ガイダンス」受講後の状況、調査官調査を実施した場合に当事者双方がその結果を受け入れるか、直接交流が難しい場合についての間接交流実施の可能性などを聴取、確認し、③合意形成に向けて、面会交流開始時期・条件についての双方の希望の調整、第三者機関を使うことの要否、親族の支援を得られるかなどの聴取や提案を実行している。

また、調停委員の事情聴取場面における対応能力の更なる向上のため、大阪家裁本庁では以下の取組を行っているが、他庁での取組や工夫についてもお伺いしたい。

- ・ 「面会交流が課題となる調停の進行フローチャート」の作成及び配布

- ・ 適時適切な評議を通じて、面会交流の禁止・制限事由の有無の確認，家裁調査官の立会や各種調査の要否，試行面会交流実施の是非，当事者間での実施が難しい場合の第三者機関の活用，など裁判官の判断を経て，調停委員会として調停進行についての認識を共有すること。
- ・ 可能な限り調停期日終了時に「終わりの会」を実施し，当事者と調停委員会で，当事者からの聴取内容及び次回以降の課題の確認と共有を行うこと。
- ・ 調査官調査が実施された場合，調停委員がその内容を早急に確認し，事前評議による情報共有を行い，適切な当事者対応が行えるよう準備すること。
- ・ 調停委員の執務能力の向上や事情聴取力の強化に向けて，技法向上のためのロールプレイや臨床心理士・面会交流支援第三者機関の講師などを招聘した研修の実施

## 民事局長説明要旨

### 1 民事調停事件の概況について

平成30年の全国の裁判所における民事調停事件の新受件数は、調停事件統計資料第1表のとおり3万4019件となっている。全国の民事調停事件の新受件数は、平成15年に、特定調停事件の新受件数の急増傾向がピークを過ぎたことなどが影響して、減少傾向に転じた。その後、特定調停事件が一時的に増加した時期があるものの、特定調停事件を除いた一般調停事件等は、平成24年以降、緩やかな減少傾向が続いている。

次に、事件処理の状況については、第8表のとおりであり、平成30年の既済事件総数のうち、調停成立が約33パーセント、調停に代わる決定が約24パーセントとなっており、多くの事件において実質的な解決が図られていることがうかがわれる。これは調停委員の皆様のご尽力の賜である。

### 2 民事調停の運営について

民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性や非公開性、手続費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有する手続である。もっとも、利用者のニーズは、昨今の社会情勢等も反映して、ますます多様化、高度化するなどしており、こうした幅広いニーズに応え、利用者の満足を得るための調停運営を実現していくためには、これまで行われてきた評議の充実に向けた取組を継続するとともに、調停委員会を構成し、個別の事件を担当する個々の調停委員の技能向上が必要不可欠である。調停委員の技能向上のための方策としては、実際の事件の処理を通じて経験豊かな調停委員と共に調停を行うなどのオン・ザ・ジョブ・トレーニング（以下「OJT」という。）が大きな柱となることは言うまでもないが、近時の事件動向により十分なOJTの機会を確保することが困難な場合もあり、実効性のある各種研修の在り方について検討することも重要である。調停委員の皆様におかれても、充実した評議に基づく調停運営を実

現するために、より効果的なO J Tの活用の在り方や、各庁での調停委員の技能向上のための各種研修を更に充実したものとするための方策について検討していただき、利用者の満足を得ることができる調停運営の実現に、今後とも御協力をいただくようお願いしたい。

本日の協議会においては、各庁において、指導的な役割を果たしている調停委員の方々にお集まりいただいている。皆様方には、積極的な意見交換を行っていただきたい。そして、本日の成果を各庁の調停委員の皆様へ還元し、民事調停手続の適切な運営と更なる発展のため、引き続き、御協力をいただきたい。

## 家庭局長説明要旨

## 1 家事調停事件の概況について

平成30年における家事調停事件の新受総件数は、御手元に配布した調停事件統計資料第1表のとおり、平成29年と比べてわずかに減少したものの、依然として約13万6000件という高い水準を維持している。特に、本日の協議問題にもなっている面会交流事件の新受件数は、第15表のとおり、平成30年も平成29年に引き続き1万3000件強と、10年前と比較して2倍以上の件数になっている。

平成30年の家事調停事件の終局結果については、第17表のとおり、既済総数は約13万4000件、そのうち52%が調停成立で終了している。調停成立率については、当事者の対立が先鋭化し、複雑困難な事件が増加する中、この10年間、50%を上回る水準を維持しており、これは、ひとえに調停委員の皆様を始めとする関係各位の御尽力の賜物と考えている。

第20表の審理期間についてみると、平成30年の平均審理期間は6か月となっており、平成29年と比較すると0.2か月程度、ここ5年で1か月程度伸びている。当事者の対立が激しいなど、解決までに時間を要する事件の増加が影響しているところもあると思われるが、より充実した調停運営の実現のため、現状の調停運営の在り方に常に問題意識を持ち、さらなる改善を目指していく必要がある。

## 2 家事調停の運営について

家事調停の運営については、手続の透明性の確保や当事者の主体的な紛争解決意欲の向上といった家事事件手続法の趣旨に則った調停手続の運営が定着しつつあるところだが、家事調停制度に対する社会の要請や国民からの期待により一層応えていくためには、今後も、当事者の納得・信頼を得られる調停運営を実現することができるよう、引き続き努力していくことが重要である。

例えば、適切な紛争解決のためには、当事者からの事情聴取によって紛争の実

情を的確に把握し、調停委員会として共通認識を持って進行方針等を決定することが重要であり、効果的な事情聴取の在り方について問題意識をもって取り組むことにより、より充実した調停運営が実現できるものと考えている。

本日は、こうした観点から、当事者からの事情聴取によって紛争の実情を的確に把握することの重要性を再確認するとともに、事情聴取の在り方や、その実施にあたり調停委員の皆様にご協力いただくべき役割について、各庁における実情をご紹介いただきながら、課題やこれを克服するための工夫等を協議していただく予定である。協議問題として、当事者の心情や主張が揺れ動きやすく、さらに、子の意向や心情、各人を取り巻く状況といった変動的な要素も考慮する必要があり、事情聴取が困難な事案が多いと考えられる面会交流事件が題材として取り上げられている。本日の協議にあたっては、調停運営において重要な役割を担う調停委員の皆様方ならではの御意見を、積極的に述べていただくことを期待している。

平成30年度調停事件統計資料

資料6

1 全調停事件関係

第1表 調停新受事件数

年	区分	調停新受 総件数	民事調停 新受件数	家事調停 新受件数
	平成21年	246,855	108,615	138,240
	22年	228,365	87,808	140,557
	23年	212,286	74,896	137,390
	24年	197,664	55,862	141,802
	25年	187,196	47,596	139,600
	26年	181,102	43,862	137,240
	27年	181,641	40,760	140,881
	28年	179,911	39,191	140,720
	29年	175,291	35,939	139,352
	30年	169,859	34,019	135,840

(注) 平成24年までの家事調停新受件数には、高裁の事件数を含まない。

第2表 調停既済事件数

年	区分	調停既済 総件数	民事調停 既済件数	家事調停 既済件数
	平成21年	248,245	112,861	135,384
	22年	229,805	90,888	138,917
	23年	214,504	78,211	136,293
	24年	197,226	57,421	139,805
	25年	185,069	47,436	137,633
	26年	181,683	44,393	137,290
	27年	177,921	40,263	137,658
	28年	178,417	39,635	138,782
	29年	173,259	35,988	137,271
	30年	168,242	34,111	134,131

(注) 平成24年までの家事調停既済件数には、高裁の事件数を含まない。

第3表 全国裁判所調停事件数—事件の種類別(平成30年)

種 別	新 受	既 済	未 済
総 数	169,859	168,242	74,698
民 事 調 停 総 数	34,019	34,111	9,917
民 事 一 般 調 停	19,351	19,443	5,097
商 事 調 停	4,615	4,571	1,350
宅 地 建 物 調 停	4,198	4,155	1,628
( 地 代 借 賃 増 減 )	1,046	986	461
農 事 調 停	128	137	45
農 鉞 害 調 停	0	0	0
交 通 調 停	2,288	2,323	999
公 害 等 調 停	76	75	30
特 定 調 停	3,363	3,407	768
家 事 調 停 総 数	135,840	134,131	64,781
別 表 第 二 調 停	80,458	78,650	40,889
一 般 調 停	51,887	52,013	22,749
合 意 に 相 当 す る 審 判	3,448	3,419	1,142

(注) 地代借賃増減調停事件, 特定調停事件, 別表第二調停事件, 一般調停事件及び合意に相当する審判事件以外の事件数は, 高裁の事件数を含むものである。

## 2 民事調停事件関係

### 第4表 民事調停新受事件数

(高・地・簡)		
年	新受件数	指数
平成21年	108,615	100.0
平成22年	87,808	80.8
平成23年	74,896	69.0
平成24年	55,862	51.4
平成25年	47,596	43.8
平成26年	43,862	40.4
平成27年	40,760	37.5
平成28年	39,191	36.1
平成29年	35,939	33.1
平成30年	34,019	31.3

(注) 指数は、平成21年の調停新受件数に対する百分比である。

### 第5表 民事調停等新受事件数

(高・地・簡)						
区分	第一審訴訟 新受件数	督促手続, 起訴前の和解 新受件数	民事調停 新受件数	A+B+C	C/D	A/D
年	A	B	C	D	(%)	(%)
平成21年	915,755	424,724	108,615	1,449,094	7.5	63.2
平成22年	827,873	355,576	87,808	1,271,257	6.9	65.1
平成23年	737,267	332,979	74,896	1,145,142	6.5	64.4
平成24年	580,889	285,300	55,862	922,051	6.1	63.0
平成25年	494,645	259,723	47,596	801,964	5.9	61.7
平成26年	473,885	251,665	43,862	769,412	5.7	61.6
平成27年	477,164	239,329	40,760	757,253	5.4	63.0
平成28年	485,634	277,946	39,191	802,771	4.9	60.5
平成29年	493,213	298,841	35,939	827,993	4.3	59.6
平成30年	489,207	331,650	34,019	854,876	4.0	57.2

(注) 1 「第一審訴訟新受件数」には、少額訴訟の新受件数を含む。

2 「第一審訴訟新受件数」には、地裁第一審行政訴訟、人事訴訟、高裁第一審訴訟の各新受件数を含まない。

第6表 民事調停新受事件数－事件の種類別

(高・地・簡)

種別 年	総数	一般	商事	宅地建物						
					地代借賃	農事	鉱害	交通	公害等	特定
平成21年	108,615 (100.0%)	38,062 (35.0%)	5,509 (5.1%)	5,676 (5.2%)	1,065 (1.0%)	221 (0.2%)	0 (0.0%)	3,030 (2.8%)	113 (0.1%)	56,004 (51.6%)
22年	87,808 (100.0%)	44,526 (50.7%)	6,148 (7.0%)	5,548 (6.3%)	990 (1.1%)	201 (0.2%)	0 (0.0%)	3,071 (3.5%)	85 (0.1%)	28,229 (32.1%)
23年	74,896 (100.0%)	46,324 (61.9%)	8,595 (11.5%)	5,192 (6.9%)	1,060 (1.4%)	159 (0.2%)	2 (0.0%)	3,157 (4.2%)	85 (0.1%)	11,382 (15.2%)
24年	55,862 (100.0%)	34,642 (62.0%)	7,228 (12.9%)	5,018 (9.0%)	1,007 (1.8%)	189 (0.3%)	0 (0.0%)	3,179 (5.7%)	92 (0.2%)	5,514 (9.9%)
25年	47,596 (100.0%)	29,176 (61.3%)	6,298 (13.2%)	4,900 (10.3%)	899 (1.9%)	213 (0.4%)	0 (0.0%)	3,085 (6.5%)	75 (0.2%)	3,849 (8.1%)
26年	43,862 (100.0%)	26,008 (59.3%)	6,602 (15.1%)	4,638 (10.6%)	851 (1.9%)	204 (0.5%)	0 (0.0%)	2,950 (6.7%)	89 (0.2%)	3,371 (7.7%)
27年	40,760 (100.0%)	23,699 (58.1%)	6,230 (15.3%)	4,439 (10.9%)	885 (2.2%)	192 (0.5%)	0 (0.0%)	3,022 (7.4%)	100 (0.2%)	3,078 (7.6%)
28年	39,191 (100.0%)	22,891 (58.4%)	5,903 (15.1%)	4,343 (11.1%)	917 (2.3%)	184 (0.5%)	0 (0.0%)	2,676 (6.8%)	104 (0.3%)	3,090 (7.9%)
29年	35,939 (100.0%)	20,797 (57.9%)	5,019 (14.0%)	4,149 (11.5%)	907 (2.5%)	147 (0.4%)	0 (0.0%)	2,349 (6.5%)	84 (0.2%)	3,394 (9.4%)
30年	34,019 (100.0%)	19,351 (56.9%)	4,615 (13.6%)	4,198 (12.3%)	1,046 (3.1%)	128 (0.4%)	0 (0.0%)	2,288 (6.7%)	76 (0.2%)	3,363 (9.9%)

- (注) 1 地代借賃増減調停事件及び特定調停事件には、高裁の事件数を含まない。  
 2 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。  
 3 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第7表 債務の調整に関する調停事件新受事件数

(簡)

種別 年	民事調停 事件総数	債務の調整に関する調停事件			
		うち特定	うち貸金業	うち信販	合計
平成26年	40,063	3,358	2,669	1,373	7,400 (18.5%)
27年	37,445	3,067	2,119	1,302	6,488 (17.3%)
28年	35,708	3,084	1,759	1,424	6,267 (17.6%)
29年	32,704	3,368	1,307	1,220	5,895 (18.0%)
30年	30,959	3,294	1,183	1,106	5,583 (18.0%)

- (注) 1 貸金業関係及び信販関係の新受件数は、一般調停事件及び商事調停事件として申し立てられた件数である。  
 2 信販業者を当事者とする貸金債権に関する事件の場合、信販関係と貸金業関係に重ねて計上される場合がある。  
 3 合計欄の百分比は、民事調停総新受件数に占める割合である。

第8表 民事調停既済事件数－事件の種類及び終局区分別(平成30年)

(地・簡)

種別	総数		調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
総数	34,100	100.0	11,239	33.0	9,405	27.6	8,071	23.7	4,538	13.3	847	2.5
一般	19,432	100.0	6,193	31.9	5,503	28.3	5,049	26.0	2,298	11.8	389	2.0
商事	4,571	100.0	1,685	36.9	1,266	27.7	905	19.8	424	9.3	291	6.4
宅地建物	4,155	100.0	1,724	41.5	1,657	39.9	171	4.1	561	13.5	42	1.0
農事	137	100.0	46	33.6	55	40.1	1	0.7	20	14.6	15	10.9
鉾害	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
交通	2,323	100.0	1,027	44.2	754	32.5	123	5.3	382	16.4	37	1.6
公害等	75	100.0	20	26.7	49	65.3	0	0.0	6	8.0	0	-
特定	3,407	100.0	544	16.0	121	3.6	1,822	53.5	847	24.9	73	2.1

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第9表 民事調停既済事件数－終局区分別

(地・簡)

年	総件数	調停成立		調停不成立		調停に代わる決定		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成21年	112,859	17,895	15.9	15,066	13.3	61,597	54.6	17,048	15.1	1,253	1.1
22年	90,880	17,181	18.9	14,553	16.0	45,860	50.5	11,941	13.1	1,345	1.5
23年	78,207	19,093	24.4	13,957	17.8	35,209	45.0	8,220	10.5	1,728	2.2
24年	57,415	15,656	27.3	13,822	24.1	20,223	35.2	6,624	11.5	1,090	1.9
25年	47,429	14,302	30.2	12,433	26.2	13,401	28.3	6,403	13.5	890	1.9
26年	44,385	13,697	30.9	11,807	26.6	10,862	24.5	7,175	16.2	844	1.9
27年	40,251	13,160	32.7	10,568	26.3	9,664	24.0	5,983	14.9	876	2.2
28年	39,624	12,827	32.4	10,686	27.0	9,060	22.9	6,047	15.3	1,004	2.5
29年	35,978	11,982	33.3	9,882	27.5	8,415	23.4	4,713	13.1	986	2.7
30年	34,100	11,239	33.0	9,405	27.6	8,071	23.7	4,538	13.3	847	2.5

(注) 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第10表 民事調停既済事件数－審理期間別

(地・簡)

年	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成26年	44,385	12,119	12,324	7,166	8,191	3,547	890	148	3.0
	(100.0%)	(27.3%)	(27.8%)	(16.1%)	(18.5%)	(8.0%)	(2.0%)	(0.3%)	
27年	40,251	10,089	10,862	6,628	7,964	3,598	954	156	3.2
	(100.0%)	(25.1%)	(27.0%)	(16.5%)	(19.8%)	(8.9%)	(2.4%)	(0.4%)	
28年	39,624	9,434	10,572	6,599	8,128	3,648	1,069	174	3.3
	(100.0%)	(23.8%)	(26.7%)	(16.7%)	(20.5%)	(9.2%)	(2.7%)	(0.4%)	
29年	35,978	8,323	9,376	6,031	7,509	3,417	1,141	181	3.5
	(100.0%)	(23.1%)	(26.1%)	(16.8%)	(20.9%)	(9.5%)	(3.2%)	(0.5%)	
30年	34,100	7,414	8,666	5,649	7,427	3,548	1,157	239	3.7
	(100.0%)	(21.7%)	(25.4%)	(16.6%)	(21.8%)	(10.4%)	(3.4%)	(0.7%)	
		(21.7%)	(47.2%)	(63.7%)	(85.5%)	(95.9%)	(99.3%)	(100.0%)	

(注) 1 平成26年から29年までの欄の下段及び30年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

3 平成30年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第11表 民事調停既済事件数－実施回数別

(地・簡)

区分 年	総数	実施 しない	1回	2回	3回	4～5回	6～10回	11回 以上	平均実施 回数
平成26年	44,385 (100.0%)	10,130 (22.8%)	14,044 (31.6%)	9,206 (20.7%)	4,864 (11.0%)	3,850 (8.7%)	1,924 (4.3%)	367 (0.8%)	1.9
27年	40,251 (100.0%)	8,571 (21.3%)	12,494 (31.0%)	8,365 (20.8%)	4,707 (11.7%)	3,830 (9.5%)	1,936 (4.8%)	348 (0.9%)	2.0
28年	39,624 (100.0%)	8,493 (21.4%)	12,171 (30.7%)	8,242 (20.8%)	4,578 (11.6%)	3,717 (9.4%)	2,005 (5.1%)	418 (1.1%)	2.0
29年	35,978 (100.0%)	7,361 (20.5%)	11,258 (31.3%)	7,502 (20.9%)	4,114 (11.4%)	3,362 (9.3%)	1,947 (5.4%)	434 (1.2%)	2.1
30年	34,100 (100.0%)	6,840 (20.1%)	10,453 (30.7%)	7,154 (21.0%)	3,922 (11.5%)	3,330 (9.8%)	1,971 (5.8%)	430 (1.3%)	2.1
		(20.1%)	(50.7%)	(71.7%)	(83.2%)	(93.0%)	(98.7%)	(100.0%)	

- (注) 1 平成26年から29年までの欄の下段及び30年の欄の中段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。  
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。  
 3 平成30年の欄の下段は、百分比の累計を示したものである。

第12表 民事調停既済事件数－事件の種類及び審理期間別(平成30年)

(地・簡)

区分 種別	総数	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を 超える	平均審理 期間 (月)
総数	34,100 (100.0%)	7,414 (21.7%)	8,666 (25.4%)	5,649 (16.6%)	7,427 (21.8%)	3,548 (10.4%)	1,157 (3.4%)	239 (0.7%)	3.7
一般	19,432 (100.0%)	5,814 (29.9%)	4,693 (24.2%)	2,817 (14.5%)	3,750 (19.3%)	1,645 (8.5%)	564 (2.9%)	149 (0.8%)	3.3
商事	4,571 (100.0%)	879 (19.2%)	1,721 (37.7%)	685 (15.0%)	657 (14.4%)	413 (9.0%)	177 (3.9%)	39 (0.9%)	3.5
宅地建物	4,155 (100.0%)	311 (7.5%)	756 (18.2%)	722 (17.4%)	1,369 (32.9%)	781 (18.8%)	197 (4.7%)	19 (0.5%)	4.9
農事	137 (100.0%)	17 (12.4%)	27 (19.7%)	24 (17.5%)	36 (26.3%)	20 (14.6%)	9 (6.6%)	4 (2.9%)	5.5
鉱害	0	0	0	0	0	0	0	0	-
交通	2,323 (100.0%)	178 (7.7%)	341 (14.7%)	356 (15.3%)	722 (31.1%)	517 (22.3%)	183 (7.9%)	26 (1.1%)	5.8
公害等	75 (100.0%)	2 (2.7%)	21 (28.0%)	11 (14.7%)	22 (29.3%)	15 (20.0%)	2 (2.7%)	2 (2.7%)	6.6
特定	3,407 (100.0%)	213 (6.3%)	1,107 (32.5%)	1,034 (30.3%)	871 (25.6%)	157 (4.6%)	25 (0.7%)	0	3.0

- (注) 1 各欄の下段は、総数に対する百分比を示したものである。  
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第13表 調停に代わる決定事件数－事件の種類別

(地・簡)

区分 年	総数	一般	商事	宅地建物		農事	鉱害	交通	公害等	特定
					地代借賃					
平成21年	61,597	12,127	1,179	123	10	2	0	36	1	48,129
	726	145	11	5	0	0	0	2	0	563
	(1.2%)	(1.2%)	(0.9%)	(4.1%)	(0.0%)	(0.0%)	-	(5.6%)	(0.0%)	(1.2%)
22年	45,860	19,968	1,896	126	10	0	0	47	0	23,823
	684	277	14	1	1	0	0	1	0	391
	(1.5%)	(1.4%)	(0.7%)	(0.8%)	(10.0%)	-	-	(2.1%)	-	(1.6%)
23年	35,209	22,389	2,871	148	17	3	0	65	0	9,733
	413	158	24	5	1	0	0	5	0	221
	(1.2%)	(0.7%)	(0.8%)	(3.4%)	(5.9%)	(0.0%)	-	(7.7%)	-	(2.3%)
24年	20,223	13,280	2,533	186	12	2	0	72	1	4,149
	278	124	23	6	2	0	0	2	0	123
	(1.4%)	(0.9%)	(0.9%)	(3.2%)	(16.7%)	(0.0%)	-	(2.8%)	(0.0%)	(3.0%)
25年	13,401	9,121	1,628	207	12	3	0	95	2	2,345
	145	78	16	11	3	1	0	7	1	31
	(1.1%)	(0.9%)	(1.0%)	(5.3%)	(25.0%)	(33.3%)	-	(7.4%)	(50.0%)	(1.3%)
26年	10,862	6,890	1,737	196	18	2	0	110	1	1,926
	164	85	16	17	5	0	0	10	0	36
	(1.5%)	(1.2%)	(0.9%)	(8.7%)	(27.8%)	(0.0%)	-	(9.1%)	(0.0%)	(1.9%)
27年	9,664	5,847	1,667	236	28	1	0	128	1	1,784
	129	63	14	19	8	0	0	11	1	21
	(1.3%)	(1.1%)	(0.8%)	(8.1%)	(28.6%)	(0.0%)	-	(8.6%)	(100.0%)	(1.2%)
28年	9,060	5,650	1,419	193	40	6	0	110	0	1,682
	159	86	17	25	18	1	0	7	0	23
	(1.8%)	(1.5%)	(1.2%)	(13.0%)	(45.0%)	(16.7%)	-	(6.4%)	-	(1.4%)
29年	8,415	5,477	1,058	170	22	4	0	111	0	1,595
	129	80	12	12	4	0	0	9	0	16
	(1.5%)	(1.5%)	(1.1%)	(7.1%)	(18.2%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)
30年	8,071	5,049	905	171	26	1	0	123	0	1,822
	142	87	13	13	6	0	0	10	0	19
	(1.8%)	(1.7%)	(1.4%)	(7.6%)	(23.1%)	(0.0%)	-	(8.1%)	-	(1.0%)

(注) 各欄中段の数字は異議申立件数, 下段の数字は異議申立率(%)である。

### 3 家事調停事件関係

第14表 家事調停事件等新受事件数

(高・家)

区分 年	調 停		審 判		人事訴訟 (第一審)	
	新受件数	指 数	新受件数	指 数	新受件数	指 数
平成21年	138,240	100.0	621,316	100.0	10,817	100.0
22年	140,557	101.7	633,337	101.9	11,373	105.1
23年	137,390	99.4	636,757	102.5	11,389	105.3
24年	141,802	102.6	672,683	108.3	11,409	105.5
25年	139,600	101.0	734,231	118.2	10,594	97.9
26年	137,240	99.3	730,614	117.6	10,527	97.3
27年	140,881	101.9	784,093	126.2	10,338	95.6
28年	140,720	101.8	835,721	134.5	10,004	92.5
29年	139,352	100.8	863,889	139.0	9,827	90.8
30年	135,840	98.3	883,006	142.1	9,271	85.7

(注) 1 平成24年までの調停及び審判新受件数には、高裁の事件数を含まない。  
2 指数は、平成21年の新受件数に対する百分比である。

第15表 家事調停新受事件数－事件の種類別

(家)

種 別	年	平成26年		27年		28年		29年		30年	
		件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
総 数		137,207	100.0	140,822	102.6	140,640	102.5	139,274	101.5	135,793	99.0
別表第二調停	総 数	75,972	100.0	78,909	103.9	80,213	105.6	81,600	107.4	80,458	105.9
	夫婦同居・協力扶助	110	100.0	102	92.7	123	111.8	111	100.9	80	72.7
	婚姻費用分担	18,570	100.0	20,276	109.2	21,383	115.1	21,761	117.2	21,666	116.7
	子の監護に関する処分	32,565	100.0	34,250	105.2	34,811	106.9	35,216	108.1	34,864	107.1
	うち 監護者指定	1,920	100.0	2,237	116.5	2,167	112.9	2,271	118.3	2,327	121.2
	うち 養育費	18,013	100.0	18,303	101.6	18,725	104.0	18,060	100.3	17,831	99.0
	うち 面会交流	11,319	100.0	12,263	108.3	12,341	109.0	13,166	116.3	13,007	114.9
	うち 子の引渡し	1,313	100.0	1,410	107.4	1,522	115.9	1,636	124.6	1,611	122.7
	財 産 分 与	1,632	100.0	1,701	104.2	1,666	102.1	1,761	107.9	1,725	105.7
	親権者指定・変更	7,194	100.0	6,782	94.3	6,710	93.3	6,145	85.4	5,908	82.1
	扶 養	549	100.0	559	101.8	550	100.2	527	96.0	497	90.5
	遺産分割等	13,101	100.0	12,980	99.1	12,766	97.4	14,044	107.2	13,739	104.9
	寄与分を定める処分	745	100.0	691	92.8	692	92.9	647	86.8	705	94.6
	請求すべき按分割合に関する処分	1,313	100.0	1,373	104.6	1,351	102.9	1,217	92.7	1,103	84.0
そ の 他	193	100.0	195	101.0	161	83.4	171	88.6	171	88.6	
一般調停	総 数	57,206	100.0	58,085	101.5	56,664	99.1	54,217	94.8	51,887	90.7
	婚姻中の夫婦間の事件	47,685	100.0	48,764	102.3	47,717	100.1	45,777	96.0	44,048	92.4
	婚姻外の男女間の事件	318	100.0	313	98.4	227	71.4	250	78.6	201	63.2
	離婚等に基づく慰謝料	706	100.0	656	92.9	613	86.8	588	83.3	466	66.0
	親族間の紛争	2,384	100.0	2,429	101.9	2,234	93.7	2,082	87.3	2,011	84.4
	離 縁	1,245	100.0	1,170	94.0	1,245	100.0	1,122	90.1	1,071	86.0
	そ の 他	4,868	100.0	4,753	97.6	4,628	95.1	4,398	90.3	4,090	84.0
	合意に相当する審判	総 数	4,029	100.0	3,828	95.0	3,763	93.4	3,457	85.8	3,448
協議離婚無効・取消し	471	100.0	454	96.4	407	86.4	367	77.9	360	76.4	
認 知	1,258	100.0	1,192	94.8	1,448	115.1	1,370	108.9	1,391	110.6	
嫡 出 否 認	432	100.0	547	126.6	477	110.4	490	113.4	507	117.4	
親子関係不存在確認	1,267	100.0	1,042	82.2	916	72.3	808	63.8	744	58.7	
そ の 他	601	100.0	593	98.7	515	85.7	422	70.2	446	74.2	

(注) 指数は、平成26年の当該事件に対する百分比である。

第16表 家事調停既済事件数—終局区分別

(家)

年	区分 総件数	調停成立		調停不成立		合意に相当する審判		取下げ		その他	
		件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)	件数	百分比(%)
平成21年	135,384	69,871	51.6	24,290	17.9	2,140	1.6	35,412	26.2	3,671	2.7
22年	138,917	72,706	52.3	25,174	18.1	2,170	1.6	35,053	25.2	3,814	2.7
23年	136,293	70,759	51.9	25,702	18.9	2,085	1.5	33,734	24.8	4,013	2.9
24年	139,805	73,414	52.5	26,891	19.2	2,053	1.5	33,242	23.8	4,205	3.0
25年	137,627	72,894	53.0	25,783	18.7	1,845	1.3	31,996	23.2	5,109	3.7
26年	137,258	73,138	53.3	25,564	18.6	1,984	1.4	29,758	21.7	6,814	5.0
27年	137,601	73,042	53.1	24,744	18.0	1,900	1.4	29,476	21.4	8,439	6.1
28年	138,700	73,230	52.8	24,798	17.9	2,059	1.5	28,568	20.6	10,045	7.2
29年	137,194	72,032	52.5	23,875	17.4	1,932	1.4	28,145	20.5	11,210	8.2
30年	134,082	69,701	52.0	23,161	17.3	1,830	1.4	26,743	19.9	12,647	9.4

- (注) 1 「合意に相当する審判」は、平成24年までは「家事審判法23条審判」と称していた。  
 2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第17表 家事調停既済事件数—事件の種類及び終局区分別(平成30年)

(家)

種 別	区 分	既済総数	調停成立	調停不成立	取 下 げ	合意に相当する審判	調停に代わる審判	そ の 他
総	数	134,082 (100.0)	69,701 (52.0)	23,161 (17.3)	26,743 (19.9)	1,830 (1.4)	6,933 (5.2)	5,714 (4.3)
別 表 第 二 調 停	総	78,650 (100.0)	44,053 (56.0)	9,210 (11.7)	15,826 (20.1)	0 (0.0)	5,577 (7.1)	3,984 (5.1)
	夫婦同居・ 協力扶助	95 (100.0)	14 (14.7)	32 (33.7)	37 (38.9)	0 (0.0)	1 (1.1)	11 (11.6)
	婚姻費用担 分	21,337 (100.0)	12,391 (58.1)	2,521 (11.8)	4,889 (22.9)	0 (0.0)	695 (3.3)	841 (3.9)
	子の監護に 関する処分	33,766 (100.0)	19,183 (56.8)	4,349 (12.9)	6,539 (19.4)	0 (0.0)	1,523 (4.5)	2,172 (6.4)
	うち監護者の指定	2,217 (100.0)	688 (31.0)	522 (23.5)	675 (30.4)	0 (0.0)	39 (1.8)	293 (13.2)
	うち養育費	17,454 (100.0)	11,009 (63.1)	1,995 (11.4)	2,544 (14.6)	0 (0.0)	1,083 (6.2)	823 (4.7)
	うち面会交流	12,481 (100.0)	7,147 (57.3)	1,417 (11.4)	2,770 (22.2)	0 (0.0)	381 (3.1)	766 (6.1)
	うち子の引渡し	1,538 (100.0)	327 (21.3)	397 (25.8)	516 (33.6)	0 (0.0)	19 (1.2)	279 (18.1)
	財産分与	1,609 (100.0)	908 (56.4)	245 (15.2)	352 (21.9)	0 (0.0)	32 (2.0)	72 (4.5)
	親権者の 指定・変更	5,827 (100.0)	3,550 (60.9)	441 (7.6)	1,304 (22.4)	0 (0.0)	309 (5.3)	223 (3.8)
	扶 養	500 (100.0)	176 (35.2)	119 (23.8)	131 (26.2)	0 (0.0)	31 (6.2)	43 (8.6)
	遺産分割等	13,623 (100.0)	6,715 (49.3)	1,190 (8.7)	2,329 (17.1)	0 (0.0)	2,821 (20.7)	568 (4.2)
	寄与分を 定める処分	640 (100.0)	282 (44.1)	160 (25.0)	133 (20.8)	0 (0.0)	45 (7.0)	20 (3.1)
	請求すべき 按分割合に関する 処分	1,104 (100.0)	779 (70.6)	117 (10.6)	81 (7.3)	0 (0.0)	103 (9.3)	24 (2.2)
	そ の 他	149 (100.0)	55 (36.9)	36 (24.2)	31 (20.8)	0 (0.0)	17 (11.4)	10 (6.7)
	一 般 調 停	総	52,013 (100.0)	25,625 (49.3)	13,318 (25.6)	10,148 (19.5)	1 (0.0)	1,350 (2.6)
婚姻中の 夫婦間の事件		44,085 (100.0)	22,737 (51.6)	10,775 (24.4)	8,089 (18.3)	1 (0.0)	1,186 (2.7)	1,297 (2.9)
婚姻外の 男女間の事件		202 (100.0)	77 (38.1)	67 (33.2)	52 (25.7)	0 (0.0)	1 (0.5)	5 (2.5)
親族間の 紛争		2,024 (100.0)	472 (23.3)	759 (37.5)	700 (34.6)	0 (0.0)	17 (0.8)	76 (3.8)
そ の 他		5,702 (100.0)	2,339 (41.0)	1,717 (30.1)	1,307 (22.9)	0 (0.0)	146 (2.6)	193 (3.4)
合意に相当する 審判事件		3,419 (100.0)	23 (0.7)	633 (18.5)	769 (22.5)	1,829 (53.5)	6 (0.2)	159 (4.7)

(注) 1 各欄下段の数字は、当該事件の既済総数に対する百分比である。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第18表 調停に代わる審判がされた事件数－事件の種類別

(家)

種 別		年				
		平成26年	27年	28年	29年	30年
総 数		2416 (234)	3626 (433)	4751 (664)	5520 (708)	6933 (935)
第 二 調 停	夫 婦 同 居 ・ 協 力 扶 助	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)
	婚 姻 費 用 担 分	242 (70)	310 (95)	491 (173)	628 (183)	695 (220)
	子 の 監 護 に 関 する 処 分	547 (72)	826 (162)	1111 (251)	1345 (247)	1523 (379)
	財 産 分 与	19 (4)	21 (4)	34 (8)	39 (12)	32 (11)
	親 権 者 の 指 定 ・ 変 更	239 (8)	291 (15)	328 (20)	320 (16)	309 (22)
	扶 養	8 (3)	19 (6)	15 (1)	26 (2)	31 (7)
	遺 産 分 割 等	892 (41)	1544 (108)	1897 (146)	2048 (165)	2821 (200)
	寄 与 分 を 定 め る 処 分	15 (0)	46 (2)	34 (13)	39 (8)	45 (8)
	請 求 す べ き 按 分 割 合 に 関 す る 処 分	60 (3)	81 (6)	109 (7)	110 (10)	103 (10)
	一 般 調 停	婚 姻 中 の 夫 婦 間 の 事 件	300 (29)	386 (29)	604 (37)	820 (54)
婚 姻 外 の 男 女 間 の 事 件		1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
離 婚 等 に 基 づ く 慰 謝 料		1 (0)	4 (0)	1 (0)	0 (1)	4 (0)
親 族 間 の 紛 争		9 (1)	9 (1)	12 (0)	12 (0)	17 (2)
離 縁		32 (0)	24 (2)	54 (4)	66 (2)	81 (3)

(注) 各欄下段の括弧内の数字は、当該事件の異議申立件数である。

第19表 家事調停既済事件数－審理期間別

(家)

年	区分	総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える	平均審理期間(月)
平成25年		137,627	13,383	44,691	43,968	27,160	7,376	1,049	5.2
		(100.0%)	(9.7%)	(32.5%)	(31.9%)	(19.7%)	(5.4%)	(0.8%)	
26年		137,258	12,387	42,827	44,331	28,488	8,124	1,101	5.3
		(100.0%)	(9.0%)	(31.2%)	(32.3%)	(20.8%)	(5.9%)	(0.8%)	
27年		137,601	12,295	42,598	44,608	28,843	8,267	990	5.3
		(100.0%)	(8.9%)	(31.0%)	(32.4%)	(21.0%)	(6.0%)	(0.7%)	
28年		138,700	11,785	41,048	44,816	30,875	9,187	989	5.5
		(100.0%)	(8.5%)	(29.6%)	(32.3%)	(22.3%)	(6.6%)	(0.7%)	
29年		137,194	11,223	38,854	43,825	32,310	9,847	1,135	5.8
		(100.0%)	(8.2%)	(28.3%)	(31.9%)	(23.6%)	(7.2%)	(0.8%)	
30年		134,082	10,798	36,047	41,908	33,017	11,046	1,266	6.0
		(100.0%)	(8.1%)	(26.9%)	(31.3%)	(24.6%)	(8.2%)	(0.9%)	

(注) 1 欄の下段は、当該年の総数に対する百分比を示したものである。

2 百分比は小数点以下第2位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合がある。

第20表 家事調停事件の平均審理期間(月)

(家)

区分	年	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
		既済事件	全調停事件	4.7	4.7	4.8	4.9	5.2	5.3	5.3	5.5
	別表第二調停	5.1	5.1	5.2	5.2	5.5	5.7	5.7	5.8	6.0	6.4
	別表第二以外の調停	4.3	4.3	4.5	4.5	4.8	5.0	5.0	5.1	5.4	5.6
未済事件	全調停事件	4.7	4.7	4.9	5.0	5.0	5.0	5.1	5.2	5.4	5.6
	別表第二調停	5.7	5.6	5.7	5.8	5.7	5.6	5.6	5.7	5.9	6.2
	別表第二以外の調停	3.7	3.8	3.9	3.9	4.1	4.2	4.2	4.4	4.6	4.7

(注) 「別表第二調停」は平成24年まで「乙類調停」と称していた。

4 各裁判所調停事件数

第21表 各地方裁判所民事調停事件数(平成30年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	3,047	3,004	1,125
東京	495	489	339
横浜	44	49	31
さいたま	43	41	17
千葉	71	81	26
水戸	26	37	10
宇都宮	11	9	4
前橋	14	14	8
静岡	22	27	3
甲府	10	7	4
長野	10	31	6
新潟	20	18	11
大阪	399	340	223
京都	136	127	50
神戸	252	242	51
奈良	28	29	4
大津	5	10	0
和歌山	16	21	4
名古屋	105	90	82
古津	35	41	12
岐阜	27	28	11
福井	29	31	4
金沢	21	20	4
富山	9	12	1
広島	23	22	8
山口	21	24	6
岡山	34	31	13
鳥取	8	8	2
松江	15	15	1
福岡	515	507	37
佐賀	48	48	2
長崎	53	59	1
大分	42	41	3
熊本	82	82	22
鹿児島	45	45	8
宮崎	26	27	4
那覇	49	58	10
仙台	35	29	12
福山	33	34	5
山形	1	2	1
盛岡	13	15	1
秋田	6	5	1
青森	13	11	5
札幌	79	71	44
函館	4	4	0
旭川	17	16	3
釧路	1	1	1
高松	25	17	18
徳島	10	12	5
高知	9	11	1
松山	12	15	6

第22表 各地方裁判所管内別簡易裁判所民事調停事件数(平成30年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	30,959	31,096	8,790
東京	5,664	5,595	1,669
横浜	1,316	1,295	483
さいたま	982	925	331
千葉	920	946	306
水戸	475	481	135
宇都宮	313	306	78
前橋	351	350	107
静岡	748	820	187
甲府	187	196	38
長野	447	415	135
新潟	361	365	101
大阪	2,650	2,583	1,136
京都	651	677	295
神戸	1,146	1,186	440
奈良	225	229	68
大津	302	314	83
和歌山	260	261	78
名古屋	1,694	1,692	500
古津	398	431	116
岐阜	480	501	124
福井	190	193	55
金沢	255	273	44
富山	259	265	46
広島	503	498	132
山口	292	307	58
岡山	506	503	147
鳥取	147	130	40
松江	106	116	26
福岡	1,886	1,965	293
佐賀	180	170	39
長崎	274	282	50
大分	540	542	88
熊本	673	699	105
鹿児島	362	359	57
宮崎	269	283	45
那覇	458	435	126
仙台	730	706	209
福島	472	486	100
山形	235	244	50
盛岡	306	272	92
秋田	226	197	57
青森	261	235	65
札幌	688	724	150
函館	91	103	21
旭川	183	188	24
釧路	242	266	22
高松	234	249	59
徳島	268	271	60
高知	228	220	54
松山	325	347	66

第23表 各家庭裁判所家事調停事件数(平成30年)

裁判所	新受	既済	未済
総数	135,793	134,082	64,780
東京	15,668	15,391	8,672
横浜	9,406	8,858	4,992
さいたま	7,482	7,285	3,786
千葉	6,434	6,348	3,013
水戸	3,011	2,928	1,304
宇都宮	2,054	2,011	847
前橋	2,259	2,125	1,228
静岡	4,040	4,036	1,886
甲府	942	858	479
長野	2,149	2,141	1,026
新潟	1,761	1,730	827
大阪	9,269	9,145	4,965
京都	2,802	2,709	1,555
神戸	6,030	5,772	3,042
奈良	1,390	1,396	781
大津	1,538	1,560	779
和歌山	1,065	1,017	514
名古屋	8,222	8,915	3,631
古津	1,927	1,830	871
岐阜	1,992	1,945	957
福井	602	601	279
金沢	1,159	1,168	441
富山	1,000	1,011	395
広島	3,336	3,341	1,524
山口	1,410	1,343	727
岡山	2,336	2,321	1,091
鳥取	556	600	261
松江	621	592	247
福岡	5,937	5,832	2,504
佐賀	823	763	359
長崎	1,396	1,329	617
大分	1,335	1,394	474
熊本	1,964	2,055	818
鹿児島	1,634	1,753	645
宮崎	1,410	1,526	451
那覇	1,707	1,748	690
仙台	2,424	2,395	1,127
福島	2,016	1,965	779
山形	1,074	1,096	440
盛岡	1,304	1,359	491
秋田	811	827	293
青森	1,226	1,177	494
札幌	3,808	3,588	1,800
函館	430	427	155
旭川	743	735	250
釧路	1,004	1,051	266
高松	1,302	1,260	619
徳島	807	744	429
高知	694	670	283
松山	1,483	1,411	676

# 民事調停委員の技能向上に係る取組

O J T

補完

## 各種研修制度

最高裁委嘱の研修

各庁の自主研修

調停協会主催の研修

実務経験

### ① 新任民事調停委員研修会

導入研修 新任又はこれに準ずる者

### ② 新任民事調停委員ケース研究会

新任調停委員のフォローアップ  
1件以上の事件処理経験のある者(①に参加した者)

### ③ 民事調停委員研究会

中堅へのステップアップ  
2, 3年程度の実務経験を有する者

### ④ 民事調停委員ケース研究会

中核的研修 中堅(③に参加した者)

### ⑤ 簡易裁判所民事実務研究会

民事調停事件の手続運営の在り方について検討する研究会  
各庁において指導的・中心的役割を果たしている者